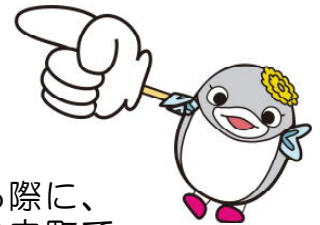




# 住宅建設支援事業をはじめました



輪之内町では、町内で新しく自己の居住のために住宅を取得する際に、その費用の一部を補助することにより、輪之内町への転入、輪之内町で定住する方の増加を図り、地域社会の活性化につながることを目的に、令和2年度より「輪之内町住宅建設支援事業」をはじめました。

対象者	住宅の新築若しくは住宅の建替え又は住宅の購入をした方（住宅の増築、若しくは改築、又は相続若しくは贈与により取得することを除く）
補助金の交付額	補助金の交付額は、住宅に課される固定資産税軽減税額相当分（3年間）
交付申請	交付を受けようとする各年度に必要書類を添えて輪之内町住宅建設支援補助金申請書(様式第1号)を経営戦略課に提出
申請書に添付する書類	（1）住宅に入居する世帯員全員の住民票の写し （2）住宅の建物の登記簿謄本の写し （3）固定資産税納税通知書の課税明細書の写し （4）住宅に入居する世帯員全員の町税等の納税状況等の調査を認める同意書（様式第2号） （5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

## ○用語の解説

住宅	台所、トイレ、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので、専ら自己の居住の用に供する住宅（店舗との併用住宅で延床面積の2分の1以上を住宅の用に供しているものを含む）をいいます。
住宅の取得	住宅の新築もしくは住宅の建替え又は住宅の購入をいいます。（住宅の増築、若しくは改築、又は相続若しくは贈与により取得することを除きます。）
住宅の新築	現に住宅が存在しない敷地に住宅を新築することをいいます。
住宅の建替え	現に存する住宅を除去するとともに、当該住宅の敷地（これに隣接する土地を含む）に住宅を新築することをいいます。
住宅の購入	現に存する住宅を売買により取得すること（個人または法人において使用されていた住宅は除く）をいいます。
入居	相当の期間居住する意思を持って、自己または自己と同居するものの所有する住宅に生活の本拠を定め、生活実態があることをいいます。

## ○提出に要する様式等 ダウンロードしてください。

- ①輪之内町住宅建設支援補助金交付申請書
- ②同意書
- ③輪之内町住宅建設支援補助金請求書
- ④輪之内町住宅建設支援補助金に関する変更届出書

## ○輪之内町住宅建設支援補助金交付要綱（PDF版）

